

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○京都府競輪事務委託規程の一部を改正する告示 (文化施設政策監)	383
○救急病院である旨の告示 (医療課)	〃
○地方自治法に基づく支出事務の委託 (人材育成課)	384
公 告	
○一般競争入札の実施 (入札課)	〃
○ (京都府立京都学・歴史館)	387
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局)	392
○土地改良区役員の就退任届 (南丹広域振興局)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所、山城北土木事務所、南丹土木事務所)	393
府 議 会	
○京都府議会公印規程の一部を改正する訓令	〃
○府議会臨時会の開閉	394
○常任委員会委員の選任	〃
○議会運営委員会委員及び委員長の選任	395
○特別委員会委員の辞任及び選任	〃

教育委員会	
○一般競争入札の実施	396
公安委員会	
○落札者の決定	399
○一般競争入札の実施	〃
選挙管理委員会	
○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	401
○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数	402
監 査 委 員	
○令和5年度に執行した監査の結果に基づき講じられた措置	〃

告 示

京都府告示第294号

京都府競輪事務委託規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年6月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府競輪事務委託規程の一部を改正する告示

京都府競輪事務委託規程(平成28年京都府告示第494号)の一部を次のように改正する。

第6条中「地方自治法施行令第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」に改める。

附 則

この告示は、令和6年6月7日から施行する。

京都府告示第295号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

令和6年6月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定期 限
医療法人原田病院	京都市東山区七条通大和 路西入西之門町546の2	令 6. 4. 2	令 9. 4. 1

京都府告示第296号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の支出に関する事務を委託した。

令和6年6月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指 定 年月日	委 託 年月日
2	シンク・アンド・アクト株式会社	京都市下京区堀之上町540	京都府つながる・学ぶ・働く支援センター運営事業の段階的実習プログラムに参加した要支援者への交通費及び作業工賃相当額	令 6. 3. 13	令 6. 4. 1
6	一般社団法人ムーンライト	伏見区深草池ノ内町6の29	若者等就職・定着総合応援事業の訓練生に対する訓練受講給付金	6. 3. 22	〃
8	株式会社 t a n g o n o n n o n n a	京丹後市大宮町河辺1050	〃	〃	〃
14	特定非営利活動法人障害・高齢者就労支援センター	亀岡市大井町土田二丁目11の20	〃	6. 3. 25	〃

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札対象案件である。

令和6年6月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 製造物品の名称及び数量

ア 京都府広報紙「きょうと府民だより」全戸版
 予定数量 14,700,000部(259,700,000ページ)

イ 京都府広報紙「きょうと府民だより」文字拡大版
 予定数量 8,400部(644,000ページ)

(2) 製造物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年9月30日まで

(4) 納入場所

京都府総務部入札課経由 京都府広報課(京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)ほか18箇所(予定)

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号(075)414-5429

ファクシミリ番号(075)414-5450

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和6年6月7日(金)から令和6年7月9日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間(正午から午後1時までの間を除く。)に、

(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和6年度における

物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和6年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているもので当該印刷物を製造することができる設備を有する者であること。

大分類「印刷・製本」一小分類「一般印刷」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 過去2年間に1の(1)で示した製造物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができるものと認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和6年6月18日（火）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和6年7月22日（月）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和6年7月23日（火）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和6年7月22日（月）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和6年7月23日（火）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)のア及びイに示す「きょうと府民だより全戸版」「きょうと府民だより文字拡大版」の各々1ページ当たりの単価（税抜き）及び単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額（税抜き）とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

なお、電子調達システムにおいては、合計額は自動計算されるため、各項目ごとの単価を入力すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる製造物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

この入札においては、規則第154条第3項の規定に基づき最低制限価格を設定するので、最低制限価格を下回る価格で入札したものは失格とし、以降の入札（再入札がある場合）には参加することができない。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否
要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100

分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

Public relations brochure "Kyoto Fumin Dayori"

Approximately about 14,700,000 copies (about 259,700,000 pages)

"Kyoto Fumin Dayori ENLARGED EDITION"

Approximately about 8,400 copies (about 644,000 pages)

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM on Friday June 7, 2024 to 5:15 PM on Tuesday July 9, 2024 (except for Sundays and Saturdays)

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Monday July 22, 2024 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Tuesday July 23, 2024

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by mail

5:00 PM on Monday July 22, 2024

(6) The time, date and place for the opening of tender

10:15 AM on Tuesday July 23, 2024

Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-
dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department
of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-
dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和6年6月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

京都府立京都学・歴彩館統合情報システム（図書系）貸借借等業務 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約日から令和11年12月31日まで

(4) 賃借期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日まで

(5) 納入場所

仕様書に指定する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町1番地29

京都府立京都学・歴彩館企画総務課

電話番号 (075) 723-4831

(2) 入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ

内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5429

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(3) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和6年6月7日（金）から令和6年7月8日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、(2)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和6年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和6年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目で登録されているものであること。

ア 大分類「貸借借」—小分類「コンピュータ機器」

イ 大分類「情報システム開発等」—小分類「システム分析・開発」

ウ 大分類「情報システム開発等」—小分類「システム運用・管理」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 1の(1)で示した業務について、令和3年度以降に大学図書館等において1の(2)で示した仕様と同種及び同規模の履行実績があると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(3)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府

物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(2)の組織に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

2の(2)に同じ。

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和6年6月21日（金）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和6年7月24日（水）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和6年7月25日（木）午前8時30分から午後3時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和6年7月24日（水）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和6年7月25日（木）午後3時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「京都府立京都学・歴彩館統合情報システム（図書系）貸借等業務一式（税抜き）」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる貸借借物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名

停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

- (6) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約書作成の要否
要する。
- 6 入札保証金
免除する。
- 7 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
- 8 契約保証金
免除する。
- 9 その他
 - (1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
 - (2) 詳細は、入札説明書による。
 - (3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
 - (4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
 - (5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be leased
The Library system for Kyoto Prefectural Kyoto Institute, Library and Archives One set
- (2) Leased Period
From January 1, 2025 to December 31, 2029
- (3) Bidding method
Electronic bidding system
- (4) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
From 8:30 AM on Friday June 7, 2024 to 5:15 PM on Monday July 8, 2024
- (5) The time, date and place for submission of tender
From 8:30 AM to 5:15 PM on Wednesday July 24, 2024 and from 8:30 AM to 3:00 PM on Thursday July 25, 2024
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (6) Deadline for tender by mail
5:00 PM on Wednesday July 24, 2024
- (7) The time, date and place for the opening of tender

3:15 PM on Thursday July 25, 2024

Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(8) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和6年6月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
京都府立京都学・歴彩館統合情報システム用機器
賃貸借等業務 一式
 - (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 契約期間
契約日から令和11年12月31日まで
 - (4) 賃借及び保守期間
令和7年1月1日から令和11年12月31日まで
 - (5) 納入場所
仕様書に指定する場所
- ## 2 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町1番地29
京都府立京都学・歴彩館企画総務課
電話番号 (075) 723-4831
 - (2) 入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号 (075) 414-5429
ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(3) 入札説明書及び仕様書の交付の期間等

ア 交付期間

令和6年6月7日（金）から令和6年7月8日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、(2)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和6年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和6年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目で登録されているものであること。

ア 大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」

イ 大分類「情報システム開発等」—小分類「システム分析・開発」

ウ 大分類「情報システム開発等」—小分類「システム運用・管理」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 1の(1)で示した業務について、令和3年度以降に1の(2)で示した仕様と同種及び同規模の履行実績があると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(3)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府

物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(2)の組織に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(2)に同じ。

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和6年6月21日（金）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和6年7月24日（水）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和6年7月25日（木）午前8時30分から午後3時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和6年7月24日（水）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和6年7月25日（木）午後3時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「京都府立京都学・歴史館統合情報システム用機器賃貸借等業務一式(税抜き)」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。)をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる賃貸借物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名

停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否
要する。

6 入札保証金
免除する。

7 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金
免除する。

9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be leased

Sets of leases of information equipment for The Library system for Kyoto Prefectural Kyoto Institute, Library and Archives One set

(2) Leased Period

From January 1, 2025 to December 31, 2029

(3) Bidding method

Electronic bidding system

(4) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM on Friday June 7 2024 to 5:15 PM on Monday July 8, 2024

(5) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Wednesday July 24, 2024 and from 8:30 AM to 3:00 PM on Thursday July 25, 2024

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(6) Deadline for tender by mail

5:00 PM on Wednesday July 24, 2024

- (7) The time, date and place for the opening of tender
3:15 PM on Thursday July 25, 2024
Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-
dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (8) Contact point for the notice
Commodity Section, Tender Division, Department
of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-
dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和6年6月7日
京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
代表取締役 笹田 賢一
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGAドン・キホーテ宇治店
宇治市伊勢田町浮面59番ほか
- (3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 代表取締役 梅田 圭	みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 代表取締役 笹田 賢一	令 6. 4. 1	設置者の代表者の変更のため

- 2 届出年月日
令和6年5月17日
- 3 縦覧場所

- 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和6年6月7日から令和6年10月7日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



亀岡市南金岐土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年6月7日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 就任役員
(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市大井町南金岐町田1の1	谷 口 勝
〃 〃 〃 丁田4の1	溝 口 渡
〃 〃 〃 清水34	山 本 和 弘
〃 〃 〃 〃 26	牧 野 洋 一
〃 〃 〃 〃 24	山 本 則 次

- (2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市北河原町2丁目1 11棟102号 保津川団地	谷 口 則 友
〃 大井町南金岐清水27	木 村 勲

- 2 退任役員
(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市大井町南金岐町田1の1	谷 口 勝
〃 〃 〃 丁田4の1	溝 口 渡
〃 〃 〃 清水34	山 本 和 弘
〃 〃 〃 〃 26	牧 野 洋 一
〃 〃 〃 〃 24	山 本 則 次

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市北河原町2丁目1 11棟102号 保津川団地	谷 口 則 友
大井町南金岐清水27	木 村 勲



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年6月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
長岡京市下海印寺菩提寺16の3、16の4、17の1、17の4、33の1、33の3、奥海印寺駿河田20、28の1
(関連区域)
長岡京市下海印寺菩提寺6の2の一部、8の3の一部、8の6、9の2の一部、9の4の一部、10の1、11の1、11の5の一部、14の1、14の7の一部、15の2、15の3、16の2の一部、17の2、18の2の一部、33の4、奥海印寺駿河田20の10、28の3、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
長岡京市奥海印寺火ノ尾12
株式会社小川商店
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市五ヶ庄日皆田40の6、40の14、56の3
(関連区域)
宇治市五ヶ庄日皆田40の4の一部、40の15、56の5、56の6
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
宇治市菟道藪里23
奥田建設工業株式会社
- 3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
船井郡京丹波町下山わらび79、80、小島39の3、40の1、町有地の一部
(関連区域)
船井郡京丹波町下山わらび78の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
八幡市上奈良日ノ尾1の7
株式会社大剛

府 議 会

京都府議会訓令第2号

京都府議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年6月7日

京都府議会議長 石 田 宗 久

京都府議会公印規程の一部を改正する訓令

京都府議会公印規程(昭和42年京都府議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「京都府議会および」を「議会及び」に、「について、」を「の形式、使用及び管理に関し」に改める。

第2条を次のように改める。

(公印)

第2条 この規程において「公印」とは、議会印、議長印、事務局長印、課長印及び議会図書館長印をいう。

第3条の見出しを「(公印の形式)」に改め、同条中「形状・字体・寸法および使用区分は」を「形状、書体、寸法及び使用区分は、」に改める。

第4条を次のように改める。

(公印の使用)

第4条 公印は、その使用区分に応じて使用する。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第106条の規定により議長の職務を行う者があるときのその者の公印は、議長印を使用する。

3 公印の押印については、別に定めるところによる。

第7条の見出しを「(報告)」に改め、同条中「保管責任者は、公印の盗難・紛失または」を「公印の管理責任者(第5条の規定により公印の管理を行う者をいう。)は、その管理する公印について盗難、紛失」に、「遅滞なく」を「速やかに、その経過、事故後に採った措置等を明らかにして、」に改め、同条を第8条とする。

第6条の見出しを「(公印台帳等)」に改め、同条中「公印台帳(第1号様式)」を「全ての公印についての公印台帳(別記様式)」に、「新調・改刻・廃棄または保管について必要事項を記載し」を「新調、改刻又は廃止の都度、これに必要事項を記載し、かつ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議長は、使用区分が一般文書用である議長印を新調し、改刻し、又は廃止した場合は、遅滞なく、次に掲げる事項を京都府公報に告示しなければならない。

(1) 当該議長印を新調し、改刻し、又は廃止した旨

(2) 当該議長印の印影(当該議長印を新調し、又は改刻した場合に限る。)

(3) その他当該議長印の使用に関し必要な事項
第6条を第7条とする。

第5条の見出しを「(新調及び改廢)」に改め、同条中「の新調・改刻または廢棄をする」を「を新調し、改刻し、又は廢止する」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(公印の管理)

第5条 議会印、議長印、事務局長印及び課長印の管理は、総務課長が行う。

2 議会図書館長印の管理は、図書館長が行う。

3 前2項の規定にかかわらず、事務局長が特に必要があると認める場合には、その公印を使用する事務を主管する課の課長に、当該公印の管理を行わせることができる。

第1号様式を次のように改める。

別記様式

公 印 台 帳

公 印 の 名 称			
管 理 責 任 者			
新 調 ・ 改 刻 年 月 日			
形 状	寸 法	縦 横	ミリメートル
書 体	公印の 材 質		
使 用 区 分			
公印を据え置く場所			
廢 止 年 月 日			
摘 要			
印 影			

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年6月7日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の京都府議会公印規程（以下「新公印規程」という。）第7条第2項の規定は、この訓令の施行の日以後に新調し、又は改刻する議長印について適用する。

3 この訓令の施行の際現に作成されているこの訓令による改正前の京都府議会公印規程第1号様式による公印台帳については、新公印規程別記様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(京都府議会文書規程の一部改正)

4 京都府議会文書規程（昭和53年4月1日）の一部を次のように改正する。

第28条第4項中「第4条」を「第5条第3項」に、「課長が保管する」を「同項に規定する課長が管理する」に改める。

1 府議会臨時会の開閉

令和6年5月21日に招集された5月府議会臨時会は、令和6年5月24日閉会した。

2 常任委員会委員の選任

令和6年5月24日常任委員会委員を次のとおり選任した（委員長及び副委員長は、委員の互選による。）。

総務・警察常任委員会

- 委員長 田 島 祥 充
- 副委員長 中 村 正 孝
- 〃 近 藤 永太郎
- 委 員 石 田 宗 久
- 〃 秋 田 公 司
- 〃 古 林 良 崇
- 〃 酒 井 常 雄
- 〃 楠 岡 誠 広
- 〃 成 宮 真理子
- 〃 馬 場 紘 平
- 〃 田 中 美貴子
- 〃 池 田 輝 彦

危機管理・健康福祉常任委員会

- 委員長 青 木 義 照
- 副委員長 渡 辺 邦 子
- 〃 田 中 英 夫
- 委 員 藤 山 裕紀子
- 〃 磯 野 勝
- 〃 小 卷 久 美
- 〃 畑 本 義 允
- 〃 筆 保 祥 一
- 〃 竹 内 紗 耶
- 〃 光 永 敦 彦
- 〃 田 中 健 志
- 〃 林 正 樹

文化生活・教育常任委員会

- 委員長 山 口 勝
- 副委員長 兎 本 和 久
- 〃 荒 卷 隆 三
- 委 員 中 島 武 文
- 〃 瀧 脇 正 明
- 〃 武 田 光 樹
- 〃 上 倉 淑 敬
- 〃 田 中 志 歩
- 〃 島 田 敬 子
- 〃 田 中 富士子
- 〃 岡 本 和 徳

政策環境建設常任委員会

- 委員長 宮 下 友紀子
- 副委員長 家 元 優
- 〃 小鍛治 義 広

委員 片山誠治
 〃 池田正義
 〃 四方源太郎
 〃 北川剛司
 〃 畑本久仁枝
 〃 西山龍夫
 〃 迫祐仁
 〃 水谷修
 〃 増田大輔

農商工労働常任委員会

委員長 森口亨
 副委員長 能勢昌博
 〃 小原舞
 委員 園崎弘道
 〃 大澤彰久
 〃 津田裕也
 〃 北岡千はる
 〃 西條利洋
 〃 浜田良之
 〃 森吉治
 〃 大河内章
 〃 梶原英樹

3 議会運営委員会委員及び委員長の選任

令和6年5月24日議会運営委員会委員及び委員長を次のとおり選任した（理事は、委員会における選任による。）。

議会運営委員会

委員長 荒巻隆三
 理事 中村正孝
 〃 酒井常雄
 〃 光永敦彦
 〃 岡本和徳
 〃 小鍛治義広
 委員 兎本和久
 〃 中島武文
 〃 田島祥充
 〃 古林良崇
 〃 大澤彰久
 〃 北川剛司
 〃 筆保祥一
 〃 森吉治
 〃 増田大輔
 〃 山口勝

4 特別委員会委員の辞任及び選任

令和6年5月24日特別委員会委員の辞任を許可し、新委員を次のとおり選任した（委員長及び副委員長は、委員の互選による。）。

安心・安全な暮らしに関する特別委員会

委員長 磯野勝
 副委員長 津田裕也
 〃 増田大輔
 委員 田中英夫

委員 池田正義
 〃 田島祥充
 〃 上倉淑敬
 〃 西條利洋
 〃 島田敬子
 〃 森吉治
 〃 山口勝
 〃 梶原英樹

子育て環境の充実に関する特別委員会

委員長 古林良崇
 副委員長 武田光樹
 〃 渡辺邦子
 委員 能勢昌博
 〃 中村正孝
 〃 青木義照
 〃 畑本義允
 〃 西山龍夫
 〃 竹内紗耶
 〃 浜田良之
 〃 田中富士子
 〃 岡本和徳

魅力ある地域づくりに関する特別委員会

委員長 瀧脇正明
 副委員長 大澤彰久
 〃 酒井常雄
 委員 秋田公司
 〃 藤山裕紀子
 〃 森口亨
 〃 北川剛司
 〃 筆保祥一
 〃 光永敦彦
 〃 迫祐仁
 〃 小原舞
 〃 小鍛治義広

新技術と社会づくりに関する特別委員会

委員長 中島武文
 副委員長 小巻久美
 〃 田中健志
 委員 近藤永太郎
 〃 兎本和久
 〃 家元優
 〃 畑本久仁枝
 〃 田中志歩
 〃 馬場紘平
 〃 池田輝彦

文化力と価値創造に関する特別委員会

委員長 田中美貴子
 副委員長 四方源太郎
 〃 片山誠治
 委員 荒巻隆三
 〃 園崎弘道
 〃 宮下友紀子
 〃 北岡千はる

委 員 楠 岡 誠 広
 〃 成 宮 真理子
 〃 水 谷 修
 〃 大河内 章

教 育 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和6年6月7日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和6年度導入府立学校スマートスクール推進事業タブレット端末等の賃貸借業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで

(4) 業務を行う場所

仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁第3号館内4階

京都府教育庁指導部ICT教育推進課

電話番号 (075) 414-5693

ファクシミリ番号 (075) 414-5837

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和6年6月7日（金）から令和6年7月8日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府教育委員会ホームページ（<http://www.kyoto-be.ne.jp/>）からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの

期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書

（以下「申請書」という。）の提出期間の属する

年の4月1日をいう。以下同じ。）において、直

前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 過去5年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者

オ 納品後当該物品に係る保守、点検、修理その他のサービスを必要に応じて速やかに提供することができない者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律

第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) この入札に示した業務を履行する能力があること。

5 一般競争入札参加資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 持参により提出する場合

(1)の期間内に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法により提出すること

(3) 添付書類

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加者の資格を有する者は「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出することにより、アからエまで及びキの書類を省略することができる。

ア 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書の写し及び定款、個人にあってはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 営業経歴書

オ 営業実績調査

カ 取引使用印鑑届

キ 法人にあっては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料の現在高調書

ク 京都府の競争入札についての確約書

ケ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

(4) 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。

(5) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、1の(1)の業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和7年3月31日までとする。

9 参加資格に係る変更届

申請書等を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育長に届けなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 営業所等の名称又は所在地

(4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

(5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合については、それぞれに掲げる者（3及び4の(1)のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたとときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容若しくは数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の仕事の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する

12 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 入札書の提出期限、提出先等

(ア) 提出期限

郵送による場合は、一般競争入札参加資格確認通知書の受領日から令和6年7月22日(月)まで(必着)

持参による場合は、一般競争入札参加資格確認通知書の受領日から開札時まで(持参すること。)

(イ) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁第3号館4階

京都府教育庁指導部ICT教育推進課長

イ 開札日時

令和6年7月26日(金)13時30分

(2) 入札の方法

ア (1)のアの(ア)の期限までに、(1)のアの(イ)の提出先に、入札書を持参又は郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。)により提出すること。

イ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「令和6年度導入府立学校スマートスクール推進事業タブレット端末等の貸借業務」の金額とし、入札書に

記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に加わることができない。

ア 3に掲げる者及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。

14 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

15 契約保証金

免除する。

16 その他

(1) 1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

17 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be rented

- Equipment for tablets for Kyoto Prefectural schools
- (2) Bidding method
Paper bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
From 8:30 AM on Friday, June 7, 2024 to 5:15 PM on Monday, July 8, 2024
- (4) Deadline for bid submission by post
before 5:15 PM on Monday, July 22, 2024
ICT Education Promotion Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education
Kyoto Prefectural Government, Building No.3 4F
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto City, Kyoto, 602-8570, Japan
- (5) Deadline for tender by direct delivery
1:30 PM on Friday, July 26, 2024
- (6) The time, date and place for the opening of tender
1:30 PM on Friday, July 26, 2024
ICT Education Promotion Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education
Kyoto Prefectural Government, Building No.3 4F
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto City, Kyoto, 602-8570, Japan
- (7) Contact point for the notice
ICT Education Promotion Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education
Kyoto Prefectural Government, Building No.3 4F
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto City, Kyoto, 602-8570, Japan
TEL: (075) 414-5693 FAX: (075) 414-5837

公 安 委 員 会

京都府警察本部告示第63号

落札者を次のとおり決定した。

令和6年6月7日
京都府警察本部長 白 井 利 明

- 1 落札に係る物品の名称及び予定数量
レギュラーガソリン 94,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
- 3 落札者を決定した日
令和6年4月9日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社尾賀亀

- 近江八幡市出町293
- 5 落札金額
14,662,120円
 - 6 契約の方法
一般競争入札
 - 7 入札公告日
令和6年2月27日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和6年6月7日
京都府警察本部長 白 井 利 明

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
交通規制情報管理システムの賃貸借 一式
 - (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 賃貸借期間
令和6年12月1日から令和11年11月30日まで
 - (4) 納入場所
京都府警察本部長が指定する場所
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部総務部会計課調度係
電話075-451-9111 内線2253
 - (2) 仕様書の交付場所
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部交通部交通規制課
電話075-451-9111 内線5183
 - (3) 入札説明書及び仕様書の交付
 - ア 交付期間
令和6年6月7日（金）から令和6年7月3日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。
 - イ 入手方法
 - (ア) 入札説明書
 - a 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（https://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html）からダウンロードすること。
 - b やむを得ず窓口交付を希望する場合は、ア

の期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

(イ) 仕様書

アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(2)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和6年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和6年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」

(3) 1の(1)の業務を賃貸借期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(3)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期間

令和6年6月7日（金）から令和6年6月19日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格に関する文書入手するための手段

原則として、京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和6年7月19日（金）午前10時

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部本館入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和6年7月18日（木）

(イ) 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事

業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。
ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札
ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
- (6) 落札者の決定方法
京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約書作成の要否
要する。
- 6 入札保証金
入札金額の100分の5以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が規則第147条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。
- 7 契約保証金
免除する。
- 8 その他
(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
(2) 詳細は、入札説明書による。
(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- 9 Summary
(1) The nature and quantity of the product to be leased
Lease of Traffic Control Information Management System, 1set
(2) The time, date and place for tender
10:00 AM Fri. July 19th, 2024
Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan
(3) Time-limit for tender by mail

Thu. July 18th, 2024

- (4) The time, date and place for the opening of tender
10:00 AM Fri. July 19th, 2024
Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan
- (5) Contact point for the notice
Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan
TEL 075-451-9111 Ext.2253

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第28号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和6年6月7日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

41,439人

京都府選挙管理委員会告示第29号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和6年6月7日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

358,994人

令和6年6月7日

京都府監査委員	四 方	源太郎
同	田 中	美貴子
同	森	敏 行
同	橋 本	幸 三

京都府選挙管理委員会告示第30号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年6月7日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

北 区	29,955人
上 京 区	20,851人
左 京 区	40,882人
中 京 区	29,456人
東 山 区	9,380人
山 科 区	36,033人
下 京 区	21,549人
南 区	27,186人
右 京 区	53,348人
西 京 区	39,975人
伏 見 区	73,883人
福 知 山 市	20,792人
舞 鶴 市	21,482人
綾 部 市	8,892人
宇治市及び久世郡	54,696人
宮津市及び与謝郡	11,003人
亀 岡 市	24,245人
城 陽 市	21,036人
向 日 市	15,633人
長岡京市及び乙訓郡	27,215人
八 幡 市	19,177人
京田辺市及び綴喜郡	23,663人
京 丹 後 市	14,548人
南丹市及び船井郡	12,259人
木津川市及び相楽郡	33,520人

監 査 委 員

6年監査公表第3号

令和5年度に執行した監査の結果（令和5年11月30日の監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

定 期 監 査

監査の結果

【部局別】

広域振興局

(1) 乙訓保健所

(指摘)

補助金を過大に交付していたもの

(措置の内容)

監査終了後、事業者に対して正当な補助金実績報告書の提出を求め、額の確定を行い、令和6年1月に過大に交付していた補助金の返還を受けた。また、所属内で指摘事項を周知し、適切な事務処理についての共通理解を図り、同様の事例がないことを確認した。

今後は複数の職員が制度概要、事業内容を理解し、補助金交付申請書記載内容と証拠書類との整合を含め、複数チェックを実施することとした。

(2) 南丹土木事務所

(指摘)

委託料を過大に支払っていたもの

(措置の内容)

過払い金について、事業者に対して説明を行い、令和5年10月に過大に支払った委託料の返還を受けた。また、監査終了後、直ちに課内で指摘事項を周知し、適切な事務処理についての共通理解を図り、同様の事例がないことを確認した。

今後は、積算内容のチェックにおいて、複数人で確認する体制を徹底することとした。

(3) 丹後広域振興局

(指摘)

不動産取得税の課税を誤っていたもの

(措置の内容)

監査終了後、課内職員に指摘事項を周知するとともに相手方に経緯を説明した上で謝罪し、過誤徴収した不動産取得税の課税を取り消し、令和5年11月に還付した。さらに、同様の事例がないか過去5年間について点検し、該当事案のないことを確認した。

今後の事務処理においては、複数職員により調査票審査時の内容確認を一層厳密に実施するとともに、調定決議書の決裁時においても入念な確認を徹底し、再発防止を図ることとした。